

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	東姫田地区 (東姫田集落)	R3.2	

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	25.9
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.68
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.21
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.21
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.21
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	56.5
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農家戸数が年々減少し、集落内だけでは後継者不足の状況であることから、近隣集落からとの連携や法人を中心とした貸付けが必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

エリア内の認定農業者(担い手)とりわけ法人への農地集積・集約化を推進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 リタイヤする際は、機構を活用して担い手へ農地を集積する。
基盤整備への取組方針 現在、基盤整備に取り組んでいる。
新規・特産化作物の導入方針 法人を中心として園芸の導入を検討している。
災害対策への取組方針 災害対策とりわけ水害被害があるが、基盤整備が完了すれば防止につながるものと期待している。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。